平成２６年（フ）第３０号
山梨県都留市古川渡369番地１
債務者　鈴木　治子（旧姓伏見）
１　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
山口県柳井市新庄1394番地２
債務者　志熊　美奈
１　決定年月日時　平成26年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第５５号
山口県柳井市古開作1149番地43　中野荘
債務者　上野　義巳
１　決定年月日時　平成26年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第５６号
山口県柳井市古開作1149番地43　中野荘
債務者　上野　峰子
１　決定年月日時　平成26年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第７７２号
名古屋市中村区横井１丁目105番地　レッド・リーブスⅥ―101、従前の住所大阪府東大阪市玉串元町１丁目６番37号
債務者　北野　健一
１　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０９９号
名古屋市瑞穂区内方町２丁目36番地
債務者　臼田　泰子
１　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１１２号
名古屋市港区稲永４丁目10番４―1302号　中稲永荘
債務者　光瀬　真澄（旧姓原田）
１　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７１号
青森市沖館５丁目６番41号
債務者　佐藤　伊子
１　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４２号
宮城県石巻市開成１番地29　仮設開成第十一団地32―１号、前住所宮城県石巻市門脇字浦屋敷46番地19　レオパレスピーチ105号
債務者　佐藤　裕介
１　決定年月日時　平成26年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２１０号
千葉県市原市君塚５丁目４番地16
破産者　株式会社千葉ニチカ
１　決定年月日　平成26年８月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２４８号
千葉県市川市大洲１丁目２番14号
破産者　根津　幸夫
１　決定年月日　平成26年８月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２８６号
千葉県船橋市海神１丁目13番18号
破産者　萩野　祐介
１　決定年月日　平成26年８月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３４２号
千葉県八千代市緑が丘４丁目６番地16
破産者　飯田惠美子（旧姓髙橋）
１　決定年月日　平成26年８月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４９０号
東京都渋谷区千駄ケ谷２丁目29番５号１階
破産者　有限会社ＷＨＥＥＬ
１　決定年月日　平成26年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４９１号
東京都渋谷区千駄ケ谷２丁目29番５号１階
破産者　株式会社スクランプシャス
１　決定年月日　平成26年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
千葉県船橋市金杉８丁目12番30―719号
破産者　熊本　剛太
１　決定年月日　平成26年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４７４号
千葉県船橋市夏見台１丁目20番18棟101号
破産者　小宮山真由美
１　決定年月日　平成26年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目29番17号第10下川ビル705号
破産者　株式会社スパーナル
１　決定年月日　平成26年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第３号
千葉県白井市中234―18、住民票上の住所千葉県印西市原２丁目５番地Ｎ棟302号
破産者　上田　耕平
１　決定年月日　平成26年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第５１号
東京都目黒区中目黒１丁目４番20―712号
破産者　有限会社バンドル
１　決定年月日　平成26年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部